

件 名	要 旨（これはあくまで要旨であって質問そのものではない）
1；宮本市長が勝手な思いつきで1中跡地1万4400㎡のうち8600㎡もの土地を売却用地にして当初計画を台無しにしようとしている問題について	・古川橋駅北側・1中跡地に「生涯学習複合施設」と「大きな交流広場」をつくり、この「2つそれぞれの施設の機能の魅力」と「2つの施設が組み合わされた景観」が「今までになかった門真市のシンボルゾーン」の核心となって「賑わい交流」をつくりだす、ということが10年前から住民地権者、1中関係者、全議員賛同で進められてきた「全市的合意事項」であることについて ・宮本市長は議会に秘密裏に今年2月に「企業アンケート」を取り、外野企業の営利意向を持ち上げて6月議会直前に「ゾーンの変更案」を出してきたが、これは貴重な市民財産である1中跡地1万4400㎡のうち8600㎡もの土地を売却用地にして（全市的合意の従来計画より1600㎡も売却増大）「今後何ができるかわからない民間開発」をあてにする市民財産窃盗の「土地転がし」であることについて ・この「計画変更」について、宮本市長は昨年に五味議員ら緑風クラブと公明党の武田議員と何らかの意見交換や意志疎通を図っているはずだがどうか、について ・市の「計画変更のゾーン図面」は誰が作図したかについて。ほかいろいろ
2：高裁も市勝訴で右翼・共産党・緑風・松井知事らの宣伝主張が一蹴されたトポス裁判について	・いわゆる「トポス補償問題訴訟」は、私の予測通り6/13大阪高裁判決でまたしても市側勝訴となり、右翼・共産党・緑風クラブ・松井知事らが市の施策を非難してきた宣伝主張が一蹴されたが、どういう主張に対してどういう高裁判断がされたのか、6項目渡って詳細に説明することについて ・2016年7月市長選で維新の松井大阪府知事や運動員達は宮本候補応援で、トポス問題で門真市を非難しまくったが、2017年7/6地裁判決・2018年6/13高裁判決と門真市の正しさが重ねて明らかになったので、宮本市長は松井知事や維新に対してこの事実を報告してこれまでの認識の誤りを正す責任があることについて ・高裁判決を受けてもなお共産党議員団は「不当判決だ、上告する！」と宣伝しているが、彼らは議会の内と外で二枚舌を使い、議会では「新体育館をもっと安く建設する手法」（そのような手法は実際には存在せず、議会で主張できる代物ではないがゆえに）を全く主張できずにきている事実について。ほかいろいろ
3：宮本市政開始直後に双葉給食が賃金未払い発覚で追放の重大事件があったのに、議会にも市民にも隠されてきたことについて	・上野口小の給食調理業者の「双葉給食」の会社概要と同社が起こした賃金未払い犯罪の2016年9月発覚以降月ごとの進展と、同社対応の悪質性について ・この事件の発覚と処理は宮本市長体制開始早々のことで、随時市の法律担当部署と相談し市長決裁で業者変更したのに、議会に全く知らせずにきたことを市長部局としても議会で謝罪答弁し、今後は議員への情報隠しをしないことについて ・市業務遂行の業者に違法行為が発覚すればすぐに議員に伝え、会社名公表して厳しい対処対応をすべきことについて。 ・園部市長時の2016年3月議会本会議で私が「モラルの良い業者が有利になる選定方法の工夫」を質問し、市当局が前向きな答弁をしたのだが、宮本市政になってからは教委も市長部局も意識が低くなっていると思えることについて、など。
4：病院が入院患者に日用品等のリース負担をさせている問題（特に摂南病院は強制明示で）について	・市民苦情契機の戸田調査で判明した市内4・市外2病院のリース規定と「日用品＋おむつ」では月額3万円超になる患者負担増について ・この問題を「優越的地位にある病院」と「圧倒的に弱い立場にある患者」との商取引と考える必要性と市民生活部・消費生活センターの役割や見識について ・全病院で「おむつはリース強制」であることの理由について ・摂南病院のみタオルやパジャマ等の日用品もリース強制的うえに、おむつリース料が高額だがおかしくないか、消費者目線で改善を促すべきではないかについて ・生活保護利用の入院患者への市支出とリース料に関係について。ほかいろいろ
5：「良き企業市民の育成」による地域調和と市の役割について	・運送会社が直近住民に挨拶無し・防塵シート無しで屋根解体工事をしたことへの住民苦情が建築指導課指定で寄せられたときの対応でみられた職員の努力と住民の気持ちとのすれ違いや、市側の「判断スキル」などについて ・騒音振動ほこり汚れ等に関わる苦情は環境部門が窓口になって当事者や行政内の必要部署と対応して紛争解決に当たるのが適切であることについて。 ・企業啓発や紛争調停に活用できる条例や法律の名称や内容について。ほか。